

つきましては、市道として安全でかつ円滑な管理を行ふべく、道路法
第八条の規定に基づき、認定しようとするものであります。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜り
ますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号につきましては、建設委員
会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第三十八号
は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十一 議案第二十九号 専決処分事項の

指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十三番 関 米吉君 登壇)

○二十三番(関 米吉君) 御指名をいただきまして、議案第二十九号に対する

提案理由の説明を行わせていただきます。

本議案の内容は、昨年十二月の五十五年度 決算審査特別委員会にお
いて提起され、今年一月二十六日の全員協議会以来、種々論議されてきた問

題でございます。

御承知のとおり、地方自治法第九十大条は、議会の権限として普通地方
公共団体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならぬと、十四項

目にかゝる議決事件を定めております。

一方同法第百八十条においては、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができると定められております。

今年二月十日付、市長より議長あて送付された議会の権限に属する事項の一部権限の委任についての依頼文書によれば、従来より議会の権限に属する議決事件について、市行政執行上一部に適正を欠く点があったことを陳謝し、議会の特段の配慮を依頼してまいりました。

こうした経過を踏まえて、全員協議会から本案に対する内容、すなわち指定事項及びその範囲、提出者、賛成者及び提出時期等について委任を受け、議会運営委員会は、本件は議会の権限の一部放棄につながる問題として、一、専決委任を規定した自治法第百八十条の趣旨、二、他市の指定の状況、三、当市における交通事故等の損害賠償の実態等を慎重に検討した結果、指定する事項については、市が当事者となる訴えの提起、市が当事者となる和解及び市が法律上義務を負うこととなる

損害賠償額の決定の三点とする。

次に、指定事項に対する金額的制限をどの程度に設定するかの問題でございますが、訴えの提起と和解の二点については、他市の状況等非常にばらつきがあり、決定的理由もないが、最近指定した他市の状況、また現在における金銭の価値等を考慮した結果、百万円以内と結論した次第であります。

また、損害賠償額については、福生市の最近の実績、または他市の指定の状況等を検討した結果、五十万円以下と決定した次第でございます。

さらに本案は、議会運営委員会全員の一致により、提出が決定されたものでございますが、本議案は議会全体の賛同が必要であるとの判断から、各会派代表及び各常任委員長を賛成者として、ここに提出したものでございまして、

指定の時期等については、昭和五十七年四月一日以降としたものでござい

ます。以上、何とぞ提案の趣旨に御理解を賜り、全員一致御賛同賜りますよう議会の皆さん方にお願ひするとともに、理事者においても市政執

行に十分配慮し、今後いやくも適正の欠く運営のなきことを強く要望し、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第三十二請願第一号 宅地開発等に伴

う公園緑地施設用地負担及び教育施設負担の免除に関する請願書を議題といたします。事務局として請願書の朗読をいたさせます。

(島田主事 朗読)

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

紹介議員 塩野鉄之助君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君 登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となっております請願第一号につきまして、紹介議員を代表いたしまして補足説明を申し上げます。

趣旨は記載のとおりでございますが、目下社会全体が経済的に低成長時代であります。最近、近隣市町の発展に対して、当福生市の発展は、いささか後退ぎみの現況であります。「活力ある福生」「住みたくなる福生」を目標にまちづくりを進んでおりました昭和四十八年ごろは、発展の度合いが急速で、学校建設並びに諸建設事業が財政的に非常に困難なときがありました。その時点、基本構想並びに宅地開発指導要項が設定され、今日に及んでゐるわけです。活力ある当時の福生を考えますと、いまは何となく昔日の感があります。

趨勢は後退の一途をたどるのみであります。地価の高騰等種々の問題はありましようが、市民からこれが打開策を考えなければとの一端から、この請願が出されたものと思われす。土地の公示価格の基準に基づいて、負担金を算出される仕組みでしようが、近隣市町の負担額に比べれば福生市が一番高いようです。高層化住宅の建設にも二十世帯以上の際の負担金の問題が開發にブレーキをかけているように見受けられます。これらの諸問題も時宜に依じ、再考検討する必要があると思われす。賢明なる議員各位の慎重御審議をいただき、何とぞ願意に沿うようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

○ニニ番(貫井喜代次君) これより本請願に対する質疑を行います。

紹介議員に一つお尋ねをいたします。

この請願第一号で伺いたいということは、請願内容によりますと、「地元建設業者を下請に採用することを条件とする」ということが書かれています。また、「時限的に免除」ということがありますけれども、これは裏表を返せば

免除は廃止ということだと思ふので、紹介者からさらにこうした面について説明いただければと思うわけでございます。

本件は御承知のように、誤解があるかと思ふのですけれども、工事そのものも、本件工事は、大企業というような企業が、行う建設事業かと思ふのです。そこで、そういうようなことを思ふと、いわゆる大企業の育成になる。小企業は構わない。大企業を育成するといふふうなことになるかと思ふのです。これは考え方が違ふ人があるかもしれませんが、それで先ほどの七号補正でも大和建設です。二千四百四十万円ばかりが入っておりますけれども、昨年も幾らですか、三千幾らか約四千万ぐらい入っているではないかと思ふのですけれども、数字はよくわかりませんけれども、福生として常に財源難あるは自主財源が乏しいと、何かにつけて、そう言われておる中で、この請願に対して内容をもちろん検討しての賛成だと思ひますので、やうしたことに、ついで、どういふふうにか、ちやうと理由をお聞かせいただければと思ふので、ぜひ伺ひたいと思ひます。

○ニ十四番(塩野鉄之助君) ただいま、貫井議員さんから請願につきましての

署名した議員でございますので、その点についてどのような考えで請願の紹介をしたかということにございますが、このとおりでございまして、先の方に書いてありますけれども、民間デベロッパーのこと、あるいは建売りということよりも、とにかく二十世帯以上のものを建てるということであれば、アパートでありあるいは分譲マンションであると、これらの工事につきましても、御承知のとおり一昨年あたりから建設業界は非常に不況でございます。鉄鋼関係ばかりでなく、たとえば大工さんにしても左官屋さんにしても、あるいはブリキ屋さんにしても、家一件建てることについて、それらの業界の方が、もうあらゆる方が失業に近々ような状態であります。そういう面につきましても、大手企業がそういうものを建てる時には、できるだけ土地の業者を使ってもらいたいということが本件の趣旨のようでございます。

それから、これは時限的に免除されるということは確かにそのとおりでございまして、私も願います。昭和四十八年ごろ開発指導要綱をつくるべきだという提案者の一人でございましたので、いささかこの点につきましては、自分責めざるを得なくなるわけでございますけれども、御承知のとおり、市

民からのこういうふうな請願でございますので、しかも市民の最も議会に対しての、私が言うまでもなく陳情、請願は唯一の議会に対しての自分たちの意思を表現できる機会だということにございますので、これらにつきましても、私もこれは付託表にもありますとおり、建設委員会に付託されることになっておりますので、私も建設委員の一人にございますので、貫井議員さんのおっしゃる御意見は当然そのとおりでございまして、先ほど来、私も予算の提案のときにも質問申し上げましたように、この時限的というように非常に意義があるのではないかと考えております。ただし、これはできないとか、できるとかというふうな考えは、私はそのとき申し上げておりません。

しかも、この提案者の山下さんが商工会の会長であります。それで、建設部門の方からも、この問題につきましても、以前から深刻な問題でありまして、理事会あるいは役員会等にも出されておるようでございます。そのような関係もございしますので、私も紹介議員の一員にさせていたいただきます。本趣旨に對しましては、それなりの考え方をもっておりますけれども、いずれにいたしましても、所管の委員会に付託されましたときには、委員長

を中心に私もそれなりのことをしたいというふうに考えております。そのようなことで御納得がいけるかどうか、答弁にもなっておりますけれども、よろしく御理解いただきたいと思います。

○二十二番(貫井喜代次君) ありがとうございます。

これによると、この開発要綱のために福生市の発展が遅れているんだというのを如実に書いてあるように私は見受けられるのですけれども、それから不況不況というけれども、不況は建設業界ばかりでなく、すべてにおいて不況ということは皆さんも御承知だと思っております。

それから、先ほどの趣旨説明の中で、近隣市町に比べて非常に福生は高いんだということですから、高ければやはりすべていろいろの面でこういう問題はばかりでなく、近隣市町とのつり合いということをよく言いますけれども、そういう点で、高ければそれを何か改正するような点なら、さらにいいと思えますけれども、とにかくこれはもう廃止してしまふんだということですから、これはこれらに対しては、どうもいま塩野さんからありましたけれども、何か建設委員会に付託になるということでございますので、また、それに対する

報告もございまいしよう。慎重にひとつ御審議をいたしたんことをして、きょうはこの程度にとどめておきます。

○六

番(村尾栄次君) この本請願につきまして、ひとつお尋ねしたいことがあるんですが、いすけれども、この中にもっともこれは建設委員会の中で討議されるわけがございまいしうけれども、この「託」というところに、地元建設業者

を下請に採用することを条件として、これを時限的に免除されるということは、これは実際問題として自由主義経済者を賛成するということの大きな経済的見地から見ても、これを福生市がどういうふうな考えられるかというふうな問題もあるだろうと思われけす。地元の業者を優先する余り、その条件として時限的に免除するということ、市の方としてそれをできるかどうかという引き換え条件のようなことについて、ひとつ請願者に対して、代表に対してひとつその点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後二時四十六分 休憩

午後三時 三分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○六番(村尾栄次君) 先ほど本請願につきまして紹介議員の説明を求めましたけれども、この点につきましては、ひとつ撤回をさせていただきたいと思っております。

本問題につきましては、建設委員会の中で慎重に討議されると思ますので、その点につきましてはひとつ御参考になさせていただきまして、慎重に討議されることを望みましてお願いして終わらせていただきます。

○二十三番(関 米吉君) すでに、ただいまの請願第一号に対しては、貫井

議員、村尾議員からいろいろと意見が述べられておりますが、御案内のとおり、この請願の請願者の言わんとするところにつきましては、理解ができません。御案内のとおり貫井さんにも指摘されましたように、福生市の宅地開発指導要綱、そのものの廃止を求めるというような意見にも取れるわけです。この指

導要綱は、御案内のとおり地域住民へのいろいろな被害を排除するとともに、宅地開発等を行う事業主に対し、充分の負担と協力を要請することによって、公共施設の整理促進を図り、最適かつ機能的な都市環境を確保することを目的として、四十九年に制定されたものであります。この間の経緯につきましては、議会におきまして、いろいろと慎重な審議が行われて、そういう結果、この指導要綱に基づいて現在指導が行われておるわけでございます。

したがって、この指導要綱が全く形をなさないとなるような取られ方の起こる本請願につきましては、ひとつ慎重な御配慮をいただきなから、は託先委員会において検討されますことを、ひとつ心からお願ひしておきたいということを意見として申し述べさせておきたいと思ひます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第二十三 請願第二号 保育料の値上げ反対に
関する請願書を議題といたします。

事務局をして請願書の朗読をいたさせます。

(島田主事 朗読)

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

紹介議員原 敏子君から本趣旨の説明を求めます。

(十一番 原 敏子君 登壇)

○十一番(原 敏子君) 請願第二号 保育料の値上げ反対に関する請
願書につきまして 紹介議員を代表として趣旨説明をさせていただきます。
この請願は、公共料金である保育料を値上げしないでほしいというもの
です。また、同一家庭の第二子以降の保育料を減額してくださいという
ものです。所得税減税が五年間連続見送り、実質大増税になったば
かりか、それに連動して保育料が現行のままでも自動的に大幅に上がり、
市民生活に重大な影響を与えています。このままの状態では現行の保育料
が値上げされれば、さらに市民生活はますます苦しくなります。

児童福祉法第二十四条は、保育に欠ける乳児、幼児を保育所に入所
させ、保育しなければならぬとあります。保育料を値上げすることに
よって、子供たちの生活や健やかな成長が脅かされるようになります。そし
て、婦人が社会に進出することができなくなり、社会に貢献することもできな
くなります。

このような状況を踏まえ、この請願が採択されますようお願いいたします。
簡単ですが趣旨説明とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で 紹介議員の趣旨説明は終わります。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第二号については、お手元に御郵付の別紙付託表のとおり厚生委
員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 追加日程第一 議案第三十号 福生市議会議員の

昭和五十七年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第三十号 福生市議会の議員の昭和五十七年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、御説明を申し上げます。

本条例は、福生市議会の議員の昭和五十七年三月期期末手当の支給割合について定めようとするものでございまして、その支給割合を百分の五十にしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

簡単でございますけれども、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第二 議案第三十一号 福生市の一般職員
の昭和五十七年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といた
します。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第三十一号 福生市の一般職員の昭和五十七年三月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本条例は、福生市の一般職員の昭和五十七年三月期期末手当の支給割合について、定めようとするものでございまして、その支給割合を百分の五十にいたそうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号

は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、翌十一日から二十五日間の休会と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって翌十一日から二十五

日までの十五日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、三月の二十六日午前十時から開きます。
本日はこれをもちて散会いたします。

午後三時十五分 散会